

清川村社会福祉協議会介護サービス事業所

「介護保険制度」は、介護が必要になったとき社会全体で支える仕組みとして誕生しました。必要な介護サービスを選び、利用することによって、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、お手伝いします。

居宅介護支援事業

利用される方にあった介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

要介護認定を受けた方は、介護サービス計画（ケアプラン）を作成しなければなりません。介護サービス計画は、介護支援専門員（ケアマネージャー）がサービスを受ける方の希望や心身の状況をよく考慮して作り、その計画に基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

● サービス内容

- ・ 介護認定の申請代行
- ・ 訪問調査
- ・ 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

● サービス実施日

月曜日～金曜日（ただし祝日、年末年始は除きます）

● サービス提供時間

午前8時30分～午後5時15分

● 利用料

無料（利用料は、介護保険から全額支払われます）

● サービス提供地域

清川村

● お問い合わせは、下記までご連絡ください

清川村社会福祉協議会介護サービス事業所

〒243-0112 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220番地の1
（村保健福祉センターひまわり館内）

電話 046-287-1118

FAX 046-287-2013

利用の流れ

- ①ケアマネージャーがお宅を訪問します。
- ②ご本人やご家族の状況や希望を伺い、ケアプランを作ります。
- ③介護サービスに関する手配や連絡、調整等を行います。
- ④月に1度訪問し、状況を把握、サービス内容を見直します。